

秋田県後期高齢者医療広域連合告示第9号

秋田県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療保険料徴収猶予及び減免取扱要綱の一部を改正する要綱を次のとおり定める。

令和5年10月2日

秋田県後期高齢者医療広域連合長 穂 積 志

秋田県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療保険料徴収猶予及び減免取扱要綱の一部を改正する要綱

秋田県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療保険料徴収猶予及び減免取扱要綱（平成20年秋田県後期高齢者医療広域連合告示第4号）の一部を次のように改正する。

第3条第1項第1号中「次の表の定める割合」を「次の表の定める割合により月数に応じて月割で計算した額の合計額」に改める。

第4条第2項の次に次の1項を加える。

3 前条第1項第1号に該当する場合、災害の発生した日の属する月の翌月初日から起算して12箇月目の末日を申請期限とする。

附 則

この要綱は、公布の日から施行し、施行日以後の徴収猶予又は減免の承認又は不承認の決定について適用する。